

平成29年2月23日

第79回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市営住宅総合管理システムへの
税情報項目の追加について

(住宅都市局)

神住住管3825号

平成29年2月21日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市営住宅総合管理システムへの税情報項目の追加について
(条例11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：住宅都市局住宅部住宅管理課

神戸市営住宅総合管理システムへの情報項目の追加について
(条例11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

純損失繰越控除額

雑損失繰越控除額

神戸市営住宅総合管理システムへの情報項目の追加について

1. 神戸市営住宅総合管理システム

市営住宅入居者情報、家賃情報及び収納情報等の管理を行うため、住宅管理課、住宅整備課、神戸まちづくり公社及び指定管理者が運営する管理センター（市内7カ所）を専用回線で結んだオンラインシステムである。

他システムとの連携については、市民税システムの場合、入居者に限るという条件での市民税情報の提供を受ける。市民税の項目の一つである所得金額は、市民税システムで控除額などを除算した後の金額が設定されている。

2. 趣旨

純損失繰越控除額及び雑損失繰越控除額

平成27年12月29日に国土交通省住宅局住宅総合整備課から「公営住宅の家賃算定等に当たっての収入認定における留意事項について」という通知があった。内容は、税額計算の誤りから家賃計算においても遡及して確認を求められた他都市での事故を受けて、公営住宅法上、所得金額の算定において純損失繰越控除額及び雑損失繰越控除額を収入から控除する必要があるというものであった。

※控除額が反映しない所得金額では、本来よりも高い家賃が設定される。

市営住宅総合管理システムで保有する税（所得）情報の所得金額は、純損失繰越控除額及び雑損失繰越控除額の控除後のものであるが、純損失繰越控除額及び雑損失繰越控除額を家賃計算課程の項目としては保持していない。

他都市での事故を受けて市民からの問合せが想定されることから、それに対応できるように純損失繰越控除額及び雑損失繰越控除額を、市営住宅総合管理システムのデータベースの項目に追加を行う。

ただし、システムの画面には表示せず、問合せの度に資料を作成するのみとする。

3. 効果

前年度に純損失又は災害、盗難、横領などの雑損失が発生し、損失額の一部を繰り越した市民からの問合せに対して、十分な説明が行えるようになり、適切な対応ができる。

4. 実施計画

平成29年4月 市民税システムから共通基盤システム経由でデータの提供開始

5. 件数

平成27年度末 入居者数（75,410人）

管理戸数（51,165戸）

6. 個人情報の保護

市営住宅総合管理システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に

係るデータ保護管理規定」に基づき、以下の通り厳格に対処しており、本件に対しても同様に処する。

また、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書（基礎項目評価）への記載内容通り、指定管理者に対する定期的な監査を実施し、窓口での適切な運用が行われていることの確認と必要な改善を行っていく。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、IDカードとパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係者に限定する。
- ② 端末機とサーバーは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスの感染を防止する。
- ③ 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、サーバーで一括管理する。
- ④ 取得したログについて定期的に分析し、夜間及び休日の利用または過剰の利用が見受けられる場合は、データ利用責任者に対して利用状況の報告を求める。

(2) 運用上の保護

- ① サーバーを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的（3か月に1度）に変更するとともに、端末機の操作状況を記録する。
- ③ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理や焼却処分などの方法で確実に速やかに廃棄する。
- ④ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係者に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。